

法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会（第6回）

（開催要領）

1. 日 時：平成30年2月1日（木）10:00～12:02
2. 場 所：中央合同庁舎8号館5階共用A会議室
3. 出席者：

大久保 幸世	創業手帳株式会社	代表取締役社長
大杉 謙一	中央大学法科大学院	教授
関 聡司	新経済連盟	事務局長
朽原 克彦	日本商工会議所	理事
原 英史	株式会社政策工房	代表取締役
根本 勝則	日本経済団体連合会	常務理事
宮内 宏	宮内・水町IT法律事務所	パートナー
村上 文洋	株式会社三菱総合研究所	主席研究員
後藤 元	東京大学大学院法学政治学研究科	准教授
梅野 晴一郎	日本弁護士連合会司法制度調査会	商事経済部会長
大野 重國	日本公証人連合会	理事長

（議事次第）

1. 開会
2. 法人の銀行口座開設手続きについて
3. 定款認証の合理化について①（見直し案について）
4. 定款認証の合理化について②（モデル定款について）
5. 閉会

（配布資料）

- 資料1：事務局提出資料（法人の銀行口座開設手続きについて）
資料2：法務省提出資料（定款認証の合理化にかかる見直し提案）
資料3：事務局提出資料（代替案に係る論点について）
資料4：事務局提出資料（モデル定款について）
資料5：事務局提出資料（モデル定款イメージ）

- 参考資料1：法務省提出資料（第5回検討会を踏まえた質問・確認事項への回答）
参考資料2：法務省提出資料（モデル定款に対する意見）
参考資料3：日本弁護士会連合会提出資料（「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化」に関する意見書）
参考資料4：公証人法

○川村日本経済再生総合事務局参事官 定刻になりましたので、ただいまから「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」第6回を開催させていただきます。

本日、御多忙の中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は委員の皆様のほか、外部有識者として、東京大学大学院の後藤准教授、日本弁護士連合会司法制度調査会の梅野商事経済部会長、日本公証人連合会の大野理事長にもお越しいただいております。どうぞよろしくお願いをいたします。

早速ですが、議事に入らせていただきます。

ここからの進行は大杉座長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大杉座長 本日は議題1として、冒頭に銀行口座開設の手続について検討状況を御報告いただき、議題2として定款認証の合理化について議論したいと思います。

まず、銀行口座の開設手続について、事務局から、第4回検討会で行った論点整理について説明があります。よろしくお願いします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 お手元の資料1をごらんください。「法人の銀行口座開設について」というものでございます。

2ページ目、法人口座開設手続の課題というところでございます。FATFの勧告、CRS等の国際的な要請やその他の金融犯罪対策の趣旨ということを大前提としながら、それをより合理的・効率的に実施できないかという検討でございします。

課題1としまして、規制上、オンライン化できるにもかかわらず、電子証明書が普及していないというところ。

課題2としまして、全銀協様の通達を通じて、審査の厳格化を求めたものと顧客の利便性を求めたものがともに存在して、そのはざままで対応しているという悩みがあるのではないかとこのところ。

課題3としまして、法律の用語、実質的支配者ですとか特定法人というものが何を指しているのかわかりづらく、過度なりテラシーを求めているのではないかとこの3点がございました。

課題2につきましては、現在、実態把握を行おうとしているところでございまして、その結果を踏まえて、対応策を検討していくという流れでございします。本日は課題1と課題3のところでございします。

3ページ目、課題1につきまして、見直しの方向性でございしますけれども、

法人の本人確認の方法でございます。現在、この規制の中で、対面取引の場合は誰でも取得できる登記事項証明書を法人の本人確認書類としています。一方、電子の場合は、電子証明書ということで、この登記事項証明書とは性格が異なる部分がございます。こういうものを誰でも閲覧可能な「登記情報提供サービス」を法人の本人の確認書類として認めてはどうかというところでございます。

下のところございまして、法人の場合、電子ですと、商業登記電子証明書とマイナンバーカード等の電子証明書だったものを、これを従来に加えて、登記事項提供サービスの閲覧とマイナンバー制度等に基づく電子証明書、同様に、登記事項証明書の紙を持ってこなくても、審査する側の閲覧でも足りるようにしてはどうかというような提案をさせていただいているところでございます。それ以降が現状の制度の説明になります。

私からは、以上でございます。

○大杉座長 それでは、警察庁より御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○黒岩警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室長 それでは、検討の結果状況について、お話をさせていただきます。

先ほど事務局から提案をいただきました本人確認の方法についてであります。前回につきましても、この登記情報提供サービスが、実質的な公的な証明と同等の評価が与えられるものであれば、検討の余地が当然あるのだということをお話ししておりました。これについては、確認をする中で、登記所が保有する登記情報と同じ情報であるということが確認をされましたということでありますので、登記事項証明書と同等のものという判断をしましたので、事務局の提案どおり認める方向で手続を進めていきたいと考えております。

以上です。

○大杉座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見はございますでしょうか。

警察庁、金融庁、あるいは、再生事務局からの補足などの御意見はございますか。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 御検討ありがとうございました。

真摯に法務省の担当の方とコミュニケーションをとっていただいて、御確認をいただきまして、まことにありがとうございました。

この制度の見直しのタイミング等、何かお話しただけることがあれば助か

りますが。

○黒岩警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室長 タイミングとしては、それなりの手続等、規則改正をするということがありますので、いつをめどというお話はできませんけれども、先ほど言いましたように、もう結論的には方向性が決まっておりますので、速やかに進めていきたいと考えております。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 もう一点、制度の法律の中身をわかりやすく説明するというところについても、何か御対応いただける余地はございますでしょうか。

○黒岩警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室長 実質的支配者の部分のところよろしいですか。以下に書いてある実質的支配者、資料１の最後のページに資料がございますけれども、これについては、このような内容で大体周知を図っているところであります。御指摘をいただいておりますので、このホームページの掲載の部分とか、そういうものにわかりやすく例示を加えるような形で、今、文章の検討をしております。今回の話でいけば、実質的支配者に該当する方が手続を行っているということだと思いますので、それがわかりやすくなるように、この人が実質的支配者でありますよということがわかれば、実質的にはもう御本人の確認をされているわけですから、その部分の確認を再度する必要はないのではないかと。そこまで文章で書けるかどうかはわかりませんが、その趣旨でホームページに掲載できるように文章を考えて、それについては早急に行っていきたい、周知していきたいと考えているところであります。

以上です。

○大杉座長 どうもありがとうございました。

短時間のプレゼンテーションのために御足労いただいて大変恐縮ですが、口座開設についてはここで終わりとしたしまして、関係省庁におかれましては、御退室のほど、お願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

（警察庁、金融庁退室）

○大杉座長 それでは、次の論点、定款認証の合理化に移ります。

合理化に向けた見直し案に関する検討を行った後、事務局から提出のあった

モデル定款に関する検討を行いたいと思います。

まず、見直し案に関する検討ですけれども、法務省より御説明をお願いいたします。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 それでは、法務省民事局の竹下から、見直し案について、御説明させていただきます。

具体的な内容については、参考資料1の法務省からの回答1というところで記載した内容を、この要点をわかりやすくまとめたものが資料2でございますので、資料2のスライドに沿って御説明したいと思います。

1 ページ目、世界最高水準の起業環境を実現するという観点から、最大限の迅速化、及びIT化を定款認証がこれまで果たしてきた不正・紛争防止機能を維持したまま、本年中に実現するという内容の提案をさせていただきます。

具体的には、添付書類も含めて電子署名が付された電子定款の認証については、これを嘱託人が希望した場合に24時間以内に行うということによって、現在、依頼日から土日、祝日を含めて約7日間を要しているというものを、嘱託人が希望する場合に24時間以内に行うということとして、大幅に短縮するというものでございます。

また、このような電子定款について、スマートフォン等による音声及び画像を双方向でやりとりする技術を利用して行うことを可能にすることで、役場に出頭せずに面前確認を行うことを可能にするというものでございます。

そして、これらの取り組みは、本年中に実現いたします。

そして、この電子署名及びモデル定款によって定款認証を撤廃するというのが再生事務局さんの提案でございますが、その場合には、公証人による審査固有の機能が消滅してしまうのに対して、法務省の提案では、大幅迅速化、役場への出頭不要とするということを実現しつつ、定款認証がこれまで果たしてきた不正・紛争防止機能も維持することができるというものでございます。

2 ページ目、この定款認証が、不正防止機能、紛争防止機能を果たしているというこの社会の実態の認識については、法律実務家の間でも共有されているところであり、法律実務を担う現場の実感として、このような機能が存在していると言えます。これは日本弁護士連合会「『法人設立手続のオンライン・ワンストップ化』に関する意見書」、これは今回の参考資料に事務局からつけていただいています、及び日本司法書士会連合会「『法人設立手続のオンライン・ワンストップ化』に関する意見書」においても明らかになっております。これらの意見書は、ホームページでアクセスできるようになっておりと承知しております。

我が国では、株式会社であることにより信用されることも多いというところ

でございます。そして、株式会社が消費者犯罪、詐欺的投資勧誘、マネー・ローンダリング等の犯行ツールとして、本来の行為者の隠れみのかたちとして利用されることも多いというのが、残念ながら、社会の実態でございます。

このような中で、定款認証があることで、公証人の面前確認により、成り済ましによる起業が防止され、そして、公証人が嘱託人ないし嘱託代理人との直接のやりとりをするということが、不正な起業の心理的な抑止につながり、公証人が嘱託人ないし嘱託代理人と直接のやりとりをするということにより、定款の内容や意義を十分に理解した上で起業することが促され、そして、紛争防止に役立っているところでございます。

3 ページ目、定款認証が現に果たしている機能について、さらに御説明させていただきます。

昨年12月に日本公証人連合会が全国規模の調査を行ったところ、この左上の円グラフを見ていただくと、全体の約4分の1の事案で実質的内容に関わる補正がされ、形式的な補正を含めると約4割の事例で補正がされているという状況でございました。補正の例としては、ここに記載したような例がございました。全て読み上げることはいたしません、ここに記載したとおりでございます。

また、下の段の、定款認証時に不正が疑われた事案という記載がございますが、定款認証の不正防止機能については、まず、定款認証の存在によって、不正目的の株式会社設立を思いとどまらせるという効果もあると考えられますので、その部分が明らかになるわけではございませんが、実際に定款認証を行う中で、不正が疑われた事例として、次のようなものがあったということで、ここに記載してございます。

これらの調査結果は、定款認証が現に果たしている機能を裏づけているものであると言えます。

4 ページ目、法務省の提案の迅速化、IT化について、さらに御説明いたします。法務省提案は、このIT技術の導入による手続の合理化、そして、電子定款認証の優先処理といったことによって、大幅な迅速化及び利便性の向上を図るものでございます。現在の7日間というのは、昨年12月に日本公証人連合会が行ったサンプル調査で、電子定款認証手続が完了するのに、土日祝日を含めると、平均で依頼日から約7日間を要しているという現状がございました。これを24時間以内に行うとするものでございます。この依頼日というのは何かといいますと、一番最初の回で、電子定款の認証手続の御説明をしたところかと思いますが、正式にオンラインで申請するということではなくて、その前の段階で、定款の原案を公証人のところに持って行って、事実上、依頼が開始したという時点を抑えまえて、依頼日と表現しております。

依頼日から公証人が定款の原案を審査し、必要があれば嘱託人に対して補正を促すという行為手続が始まるところでございます。

これをどのようにして実現するのかというところでございますが、現在、このかかっている時間の多くは、役場に出頭する日程を調整するに当たって、嘱託人のほうから、先の日を指定することによって時間がかかっている現状がございます。これが役場に出頭せずに、IT化した面前確認を行うことができるとなれば、嘱託人が、この24時間以内に手続を希望し、そして、それにあわせて積極的に日程を確保することを行い、そして、その日時に公証人とスマートフォン等を利用した画像・音声によるやりとりを行うということによって、実現が可能であると考えております。

ちなみに、公証役場は法務局と同じ午前8時半から午後5時15分まで、嘱託人の対応が可能という状況でございます。

もう一つは、この添付書類も含めて電子署名がされた電子定款の認証を優先的に処理することによっても実現いたします。これは電子定款、そして、電子署名の利用促進にもつながるところでございます。

5ページ目、法務省提案が実現した場合の効果をまとめたところでございます。下の段をごらんください。公証人が双方向のやりとりを行うことにより果たしてきた機能を維持したまま、公証役場への出頭を不要とする手続の合理化及び大幅な迅速化を実現することができます。

次に、手軽に利用できるスマートフォン等を利用した合理化策であり、嘱託人に新たな負担を強いることなく、速やかに実現することができます。

最後に、電子定款の認証を優先処理することが、完全オンラインの申請を促進することになると考えられます。

最後、6ページ目、この定款認証手続において、音声及び画像を双方向でやりとりすることのメリットでございます。まず、このメリットとしては、顔が見える手続にすることにより、本人確認が確実になる。そして、書面からでは不明確な点などを直接に口頭で確認することができ、認証手続の効率化につながるというところでございます。

これと不正・紛争防止機能との関係でございますが、顔が見える手続にすることにより、本人確認がより確実になり、成り済まし防止の効果も高まるところでございます。また、直接の口頭でのやりとりにおいて、起業の目的などの確認がされることとなるため、そのことが不正な意図を持って起業しようとする者の心理的な抑止となり得るところでございます。そして、定款の内容や意義を十分に理解した上で起業することが促され、紛争防止に役立つところでございます。

以上、法務省の説明となります。

○大杉座長 どうもありがとうございました。

それでは、論点の整理について、事務局より説明をお願いします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 お手元の資料3をごらんください。「定款認証の在り方を含めた合理化（見直し案について）」というものでございます。

2 ページ目、これまでの検討におきまして「本来の制度目的を、より効率よく担保するための代替手段」という観点から議論をしていただいております。先ほど御説明がありました法務省案、事務局案、必ずしも二者択一でない部分もございますので、あわせて実施できる部分もあり得ると思いますけれども、そういう前提でごらんをいただければと思います。

法務省案では、所要時間は、希望があった場合は24時間、事務局案はそもそもありませんので、ゼロです。

面前確認を音声・画像を双方向でやりとりと、電子署名・モデル定款というところでなし。

出頭はそれぞれなしで、費用は5万円とゼロ。

保管機能は、公証人役場で20年間、事務局案ですと、ここは別途手当てというところでは。

対象は、電子定款全般と、電子定款かつモデル定款を採用ということです。

違いでありますリアルタイムの双方向の画像・音声による確認が、コストに見合う効果があるのかというところ。一方で適法性の担保については、面前確認だけでなされているわけでもございませんので、ここはモデル定款の議論ということで、別途、後ほど議論をさせていただければと考えております。

3 ページ目、代替的手段において、リアルタイム・双方向の音声・画像による確認行為が必要かどうかというところなのですけれども、そもそもこの特徴は何かということです。この特徴を踏まえながら、これによって実現しようとする効果は一体何か、それが実効性ある形で実現できるのかということで、それは、このリアルタイム・双方向の確認行為によってしか実現ができないのか。ほかの手段、方法によって代替することができないのか。そもそも、狙っている効果なり、そういったものを必須とする合理性があるのかというところではないかと思っております。

4 ページ目、特徴といたしまして、双方向的なコミュニケーションということですが、即時性が求められるリアクションからの情報収集ができるというのは、間違いなく特徴としてあるところだと認識をしております。そうしたことに加えまして、画像・音声・反応という情報量が多いというところがございま

す。

一方で、必ずしも必要でない情報ということもございまして、例えば身なりとか容姿とか、そういった情報によって誤認をするようなところもあり得るところがございます。加えまして、時間等の制約ということがリアルタイムということで出てまいりますので、ここが煩雑さとして出てくるところでございます。

これまでの議論で、発起人の意思に沿った定款の作成というようなところ、相談というところがございましたが、これは手数料5万円をとって必須とするような合理性があるものなのか、任意では問題があるのか。果たして、この「相談」というものが強制措置になり得るものなのかというところがあるかと思えます。

2つ目、発起人の特定・成り済ましの防止というところですが、リアルタイムでの音声・画像のコミュニケーションによってしか確認できないことがあるのか。それは意味のある違いかというところ。この本人書類の提示を通じた確認においても、同様に、偽造の問題もございまして、スマートフォンの番号なりを登録しているのが、本人の電話なりを登録しているのが、そもそもそれが本人の電話番号なのかどうかで、はたまた、そこに出てきた画像の映像が、果たして本人かどうかを一体何をもって確認するかという技術的な問題も別途ございまして、そういったところと、偽造が難しい電子認証といいますか、そういったものとをどう考えるかというところもございまして。

3つ目、不正な目的に基づく起業の抑止というところですが、初步的な説明ができない不審者の自主的な退出が実現でき得るというのは事実ではあるかと思いますが、そのために、多くの正当な目的に基づく起業家の負担を強いるということが適切なのかどうか。説明をしてしまった不審者は防ぐことができないというところもあるかと思えます。

加えまして、定款の作成時点で、その事後の行為が本当に不正かどうかということを、どのように判断することができるかというところで、そもそも不正な目的に基づく起業という構成要件を明確にすることがどこまでその時点でできるのか。これを公証人が判断をするということが、実効的に可能なのかどうか。その場合、判断して、不正だといった場合、では、定款内容が適法であった場合、その設立、定款を認めないということが、果たしてできるのでしょうかというところ。

加えまして、定款の作成時点では、不正な行為をしていない場合は、当然摘発することができないということになりますと、ここでは、特定をするという目的が期待をされるのではないか。加えて、こういう起業を抑制するというのは、手続が煩雑とか、心理的な抑止でとめるべきことなのかどうか。このとこ

ろが、不正な意思がない者も含めて、無差別にコストがかかるということがあるのではないかとこのところでございます。

加えまして、代理人による確認ということが認められておりますが、そもそも間接的な確認が許されている場合、リアルタイムでの確認、音声・画像ということ強制する効果が限定的ではないかというところが挙げられるのではないかと考えております。

5 ページ目、不正な目的に基づく起業の抑止について考えるということであれば、IT技術を活用いたしまして、従来、紙ではできなかったことも含めて、事前と事後の組み合わせで抑止をするなり、モニタリングをすることが重要ではないかというところでございます。事前規制の中では、代表者の本人確認によって、関係する者を特定・捕捉をするという機能があり、事後では、現行の会社法の開示義務、事業報告ですとか決算、こういったものを徹底するということ。さらに、これを現在進められております法人インフォメーションといったところに掲載をして、取引関係者が容易に確認をすることができるという機能もあるのではないかとございます。

こういった確認行為に加えて、行政機関に各種申請をしているような手続を連携させることによって、モニタリングを強化していくという方策もあるでしょうし、法務省様のほうでやられておる休眠会社の整理作業、これも現行ですと、最後の登記変更申請なりが行われてから12年後になってからスタートするというので、法務局なり、登記所のところでは、これ以上の端緒がないというところが実態ではないかと思いますが、それが、ほかの行政機関の情報連携を行うことによって、端緒をよりつかみやすくなるというような方策も考え得るのではないかとこのところでございます。

先ほど申し上げましたように、抑止すべき対象というのが明確になっていないと、そもそも取り締まれないというところがあるのではないかとこのところでございます。抑止するため、取り消しをするため、そういったことについては判断基準も必要ですし、法的な根拠も必要になってまいります。そういった強化というところについては、是非も含めて検討するということが想定されるのではないかとこのところでございます。

そもそもの話なのですが、不正な行為というのは、この会社法の枠組みで抑止すべきものかというところございまして、マネー・ローンダリングということについては、マネー・ローンダリングを防ぐ犯罪収益移転防止法、先ほどの銀行口座のところ議論になりましたが、そういった行為を防ぐ規制で対処するのが本質的な対応できないかというところでございます。

議論の前に、論点として提示させていただく内容としては、以上でございます。

す。

○大杉座長 それでは、自由討議に移りたいと思います。時間は約30分です。もしできれば、本日いらしていただいている3人の有識者の方からお話をいただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

梅野部会長、お願いいたします。

○梅野日本弁護士連合会商事経済部会長 日本弁護士連合会司法制度調査会商事経済部会長をしております。同部会において、このような経済的な問題について取り扱っておりますので、その立場から参りました。きょうはお招きいただきまして、まことにありがとうございます。

日弁連は今回意見を出させていただきましたが、それにつきましては参考資料3ということでお配りいただいているようですので、簡単にエッセンスとなる部分を御説明したいと思います。

1 ページ目、意見の趣旨等、いろいろと書いてございますけれども、日弁連の意見としては、オンライン・ワンストップ化、これについては賛成です。それにより利便性を高めることには、全く異論はございません。

ただし、その上で、IT化の活用等により、公証人の認証手続は維持したほうがいいのではないかというのが、骨子になります。

その理由と申しますのは、あるいは御承知かもしれませんが、日弁連は、消費者委員会を初めとして、消費者被害の救済等に対する活動も行っています。消費者被害の実態等に鑑みると、株式会社の設立過程において、一度でも公証人の実際の目による、これはマニュアル的な考えかもしれませんが、チェックを入れたほうがいいのではないかというのがポイントです。それによって少しでも株式会社が犯罪のツールとして利用されることを抑制できないか、そういう問題意識でございます。

つまり、我々が日ごろ取り組んでいる広範な活動の中の一環として、消費者被害といった観点から見ると、全部オンライン化してしまって、パソコンだけで会社が設立されてしまうのはどうなのだろうか。そういう問題意識からこの意見書は作成されております。

株式会社というのは、御承知のとおり、設立されると権利義務の主体になります。人間が一人誕生するようなものでございます。株式会社の場合、設立されると更新手続がございませんので、原則としてずっと永続します。

さらに、日本の中では、株式会社が一定の信用を有しているということから、3 ページ目に記載させていただきましたが、今までも未公開株であるとか、劇場型勧誘であるとか、そういったもののツールとして利用されてきました。あ

るいは、銀行口座の犯罪利用口座として凍結されている株式会社の口座というのも多くございます。ここに書いてあるだけではなくて、最近の傾向としては、仮想通貨の売買を偽装した犯罪の被害もふえておりまして、消費者問題を扱っている委員会のメンバーによれば、幅広い層に被害が拡大しているのではないかとのことです。あるいは、バーチャルオフィスといって、実態のない会社がいろいろ設立されていて、そういったものも大変広く活用されている。そういう認識が基本的でございます。

3 ページ目、一番最後のところの定款認証の合理化についてですが、法的な点は、既に法務省等から御説明をいろいろされているようなので省略しますが、5 ページ目に電子定款について、公証人の面前での自認を不要としたらどうなるかということに関して記載しております。私どもは2点ほど、そこに書いてあるような懸念を抱いています。ウイルスを使用して、電子証明書を盗取して、それによって不正送金事件が行われているということがございます。これは銀行に関するものなので、今回想定されていらっしゃる公的認証制度、これは外部のカードの中に情報を取り込むようなので、必ずしもイコールではございませんが、そういった情報の盗取のリスクがあるのではないかと。

あるいは、最近よく問題となるのですけれども、自分のID、免許証を開示して、それが荷送り詐欺などに利用される。自分の必要な情報を利用してアルバイトをするようなことは実際に結構あるのです。そういった形で、公的認証制度みたいなものが利用されないか。そういった意味では、完全なオンライン・ワンストップ化というのは、パソコンの前でできてしまう。それはどうなのだろうか。

そこで、マニュアル的発想と言われるかもしれませんが、人間の目を入れたほうがいいのではないかとというのが、私どもの問題意識です。つまり、先ほど申し上げたとおり、株式会社は信用がございまして、一旦設立されると存続する。一方、被害が生じた場合というのは、これは甚大な被害が広範に生じることになります。そういった状況を考えると、簡単に株式会社が設立されるメリットと、設立した法人格が悪用されて社会全体がこうむるリスクを比較した上で、バランスをとった制度が望ましいのではないかと。

そういった意味では、今、法務省が提案されているように、公証人に対する認証を一部残しながら、要は、公証人の目を通すというところは残しながら、迅速化を追求していく。そういった形がバランスある対応なのではないかと考える次第です。要は、起業家の方には御不便かもしれませんが、一旦はオンラインでもいいので、公証人と対話をする中で、そういう不正な行為に利用されないようなことに少し手助けをしてほしいと思います。

一方、法務省に対しては、こういうオンライン化をするとしても、それなり

にきちんとチェックしてもらわないといけないと思います。従前はやりとりをする中で不正の意図等を監視していましたが、そういった点については従前と同様の御配慮をいただきたい。

要は、会社を迅速に設立する必要性、それと、不正な形で利用されることを防ぐ必要性とのバランスの問題だと思います。もちろん、オンライン化、今の公証の手續にIT化を導入したとしても、絶対に不正な目的に利用されるということが防止できるということにはなりません。ただ、もし仮にそれがなくなってしまった場合には、逆にパソコンの上だけで会社がどんどん設立されていってしまう。そのリスクというのは無視ではないのではないかというのが、我々実務に携わっている者の感触でございます。それに基づいて、このような意見を形成しましたので、御考慮いただければと思います。

少し長くなりましたけれども、説明を終わらせていただきます。

○大杉座長 それでは、大野理事長、お願いします。

○大野日本公証人連合会理事長 日本公証人連合会理事長の大野でございます。公証実務の現状という点から御説明させていただきます。

法務省のペーパーの3ページのところに、定款認証時に不正が疑われた事案ということで4つほど書いてあります。一つの例として書いてあるわけですが、この1番目の委任状のサインとサイン証明上のサインが異なっていた。これは外国籍、ベトナムの事案で、面前で確認していたら、サインが違うのではないかと。よく似せて書いてあったのですけれど、これはちょっと違うのではないかという指摘をしたら、これは士業の先生が定款作成代理人になってきていたのですけれども、そそくさと帰って行って、二度と現れなかったという事案でございます。

2番目の、やりとりの中で不審を感じてというのは、これはあるグループがありまして、これは士業ではないのですけれども、定款を次々持って来始めたのですけれども、商号と発起人が変わるだけで、中身は全部全く同じ、資本金も500万円でしたか。そういうものが次々に同じもので来るということで、これは何だろうと。同じ関与者、同じ人が一緒に来たりしていた。それで、公証人がやりとりの中で、これはどういう企業だ、何を次々にやっているのかということで発起人として来た人に聞いていったら、どうも態度がちょっとおかしいということで、試しに生年月日、これは印鑑登録証明書が出ていますから、こちらはわかっていますから、生まれ年の干支はいつですかと聞いたら、答えない。それで、そのままういいますと言って、定款認証を撤回して、その後、そのグループは全く現れなくなったという例がございます。

それから、その次に書いてあるものですが、出資金が1円の会社というものの、これは適法なのですが、その場合に設立時代表取締役も一緒に書いてあるのが通常なのですが、書いていない事案があって、一体誰がこの会社の実質的支配者なのか、誰が金を出しているのか。こういう会社の場合には、これがトンネル会社として使われて、マネー・ローンダリングとか、あるいは詐欺会社に使われる可能性が結構あるわけです。それで、やりとりの中で、この起業はちゃんと金を出す人はいるのでしょうかと。1円では会社は動かさないでしょうから、これの、例えば売るのがあったら売り先とか、そういうものはもう決まっているのですかという話をしたら、何か非常に曖昧な答えだけをしていて、その後、全く来なくなってしまったという例が何件か報告されております。

目的事項について、各事項に重複や矛盾が多数あって、本当に会社設立してやるのだろうかということで、ここは違うのではないかと、これは何ですかという話をしているうちに、もう来なくなったという例などがございます。

こういったものを全部面前で直接にやりとりをしながらやっていったということです。せいぜい最初のサインとサイン証明ぐらいが書面だけで判断できた事例ということではないかという気がします。

以上です。

○大杉座長 それでは、後藤准教授、お願いします。

○後藤東京大学大学院法学政治学研究科准教授 東京大学で会社法と商法を担当しております後藤と申します。本日はお声がけをいただき、どうもありがとうございました。

公証人による定款認証のあり方についてということで、大きく分けて2つの問題があるような気がします。一くくりに検討されているのかとは思いますが、公証人が定款認証することの意味としては、まず、定款の中身を登記所でも当然チェックされるわけですが、登記所で見える前にもう一回誰かが審査をするという話と、それとは別に、定款を持ってくる人を、公証人が目の前で会って、その人が誰であるかを確認するという、その面前で会うということの2つに分けて分析的に見ていったほうがいいのかと感じております。

その上で、それぞれどういう機能を果たしているかということなのですが、先ほど御紹介をいただきました資料3の4ページに面前認証の意義が整理されていますが、この整理は、私個人としては、非常に腑に落ちるものでありまして、一個一個、こうやって分けて見ていくのがいいのかなという気がします。

面前認証することの機能として、ここでは4つ並べていただいておりますけれども、大きく分けますと、来た人が誰であるかということの本人確認をするという機能と、それとあわせて、目の前で会って話していることによって、不正な目的でやろうとしているのではないかということ、大野理事長からも御紹介いただいたように見抜く効果、2つあるということになると思います。

それぞれについて見ていきますと、この本人確認につきましては、現状では、例えば司法書士さんが代理でいらっしゃるということも可能ですので、そのときに確認できるのは、司法書士さんの登録番号が何番かということと、その人の顔写真を見て確認をするということになってくるかと思います。

これは資料4の4ページの④というところに書かれていることなのかもしれないのですが、これをやることにどれだけの意味があるのかということ、少し問題があるような気がしております。司法書士さんの確認であれば、本来は登録番号などで、番号を貸した人は責任を負うべきでしょうから、そこでできると思うわけですが、先ほど日弁連さんから御紹介をいただいた成り済ましで起業が起きるのではないかというのは、代理でくる司法書士さんが成り済まししているということではなくて、起業をやっている背後者が誰か。形式的に言えば、発起人が誰か、株主が誰かというようなお話になってくるかと思います。

そうであるとすれば、本来確認すべきは、発起人が誰か、理想的なことを言えば、株主全員が誰であり、また、取締役を別に置くのであれば、取締役が誰になるのかということの確認なのかとは思いますが、これは現在やられていない状況にあります。

一つの可能性としては、発起人になる人を全員呼んできて、全員公証人が見るということも論理的にはあり得ない選択肢ではないわけですが、多分、それは今、考えられている方向とは余りにも違い過ぎるわけですね。それはちょっと置いておきますけれども、では何かを変えようということになった場合に、代理人と会っていることで足りるというのは、どうしても理解しがたいところがあるわけです。

本人確認が重要である、成り済ましを防ぐ必要があるという日弁連さんの御指摘はもっともかと思うのですが、そうであれば、むしろ発起人や代表者かどこの誰であるかということ、例えばこれは日本の個人にしか適用されないのかもしれませんが、マイナンバーを要求する。マイナンバーが住所とひもづいているのか私はちょっとわかりませんが、例えば株式会社が詐欺事件や消費者被害を発生させたような場合に、最終的には取締役の会社法429条による責任や法人格否認という話になってくるかと思いますが、そのときに、責任を負う人が、少なくとも日本に一人はいることを確保し

ていくというほうが、本来、認証のあり方などとは別に、達成すべき政策課題なのではないかという気がしております。

もう一つの、直接会うことによって、不正な目的でやろうとしている人を見抜くというお話なのですけれども、こちらについては、そもそもこの目的をここでやるべきかということに疑問を持っております。

まず一つは、先ほど事務局からの御説明の中にもあったかもしれませんが、不正な目的を、例えば麻薬を売りますということを目的に書いてくる人はいないわけです。そうすると、これは幾らでも書面の上では隠せてしまう。また、悪いことをやろうとしている人が強い意志を持って悪いことをしようとする場合には、人に会って聞かれたくらいではひるまずにうそを貫き通すことができる人は、残念ながら世の中にたくさん存在しているわけですし、それをこれで防ごうとするのは、たまにはあるかもしれませんが、難しいように思われます。

もちろん、少しでもそういう人を防ぐことができれば、それはそれでいいのですけれども、その低い確率にかけて多くの善良な人がやるところにコストをかけるとするのは、制度設計としては余り望ましい形ではないような気がしています。

もう一つは、そもそも公証人の定款認証というのは、企業がやる事業の中身をチェックするということを期待されているのかということ、日本の会社法は準則主義をとっております、基本的にどのようなビジネスをやっても違法なものでない限りはよいということになっています。それで、平成17年に会社法ができましたときに、類似商号規制が撤廃された関係で、定款記載の目的が具体的であるということは、基本的には要求しないという判断を、たしかこれは法務省さんでとられてように記憶しております。

そうしますと、例えば製品を売りますというのでも十分なわけです。その製品が何かというのはこれから考えるのですというのでも十分にできるわけですので、そのときに目の前に来た人が本当に大丈夫かなと思って、あなたのビジネスは大丈夫ですかと聞くことは、それは人間としてはあり得るかもしれませんが、それが制度目的であるということは、やや会社法の準則主義でやるという発想からは、少し乖離しているのではないかとと思われるところでございます。

そうしますと、まず、この面前認証というほうにつきましては、本人確認をするということをもっと合理化していく。その際に、私はITのことは余りわかりませんので、電子証明書を偽造してとか盗んでということがどれだけ可能なのかはわかりません。これは技術面でそういう心配がない、例えばパスポートを盗まれて偽造されるということよりは安全であるということが言えるのか

どうかというところにかかってきて、もしそう言えるのであれば、完全なシステムというのは世の中に存在しないかと思imasるので、不正が起きることはやむを得ないわけですがけれども、もしそこで踏み切れるのであれば、そちらのほうに行くこともあり得るのかなという感じがしております。

法務省さん御提案の24時間でできるというのは、それはすごいなと思imasし、これは何をやるにせよ、モデル定款云々という話は別として、これができるのであれば非常に結構なことではないかと思うのですが、スマートフォンで会うというのが、これもこれで何となくイメージ的には、これでいいのだったら、そもそもこの話は必要なのだろうかという疑問が出てくるところであります。

目の前で会ってプレッシャーをかけるという話がもし重要なのであれば画面越しだとどうしても迫力というものは減殺されるわけですし、また、これも偽造というか、変なハッキングなどということもあり得なくはないので、これでいいのだったら、そもそもこの話は要らないのではないかという気も、個人的には少ししているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○大杉座長 3人の有識者の方々、ありがとうございました。あと10分ほどでございますので、どなたでも結構ですがけれども、御意見を申し上げます。

宮内委員、お願いします。

○宮内委員 電子署名について、幾つか議論があったかと思imasけれども、例えばカードを盗まれたらどうするのか、どうなるのかとか、こういうものは以前より非常に議論される場所にあります。ただ、マイナンバーカードの仕組みにつきましては、例えばマイナンバーカードをなくしたということ届け出れば、ほぼ即時にそこに入っている証明書は失効しまして、実際に署名を利用するときには、署名を受け取った側は、必ず証明書が失効しているか、現在も有効なのかというのはその場が確認、その時点で確認をする仕組みになっておりますので、盗難、紛失等については、非常に安全な仕組みになっているということは御理解いただきたいと思います。

つまらないことですが、マイナンバーとマイナンバーカードは別なもので、後藤先生はマイナンバーと結びつけるとお話しされておりましたが、マイナンバーカードに入っている電子証明書ですので、実を言うと、ここにはマイナンバーは入っていないのです。マイナンバーを使うと、いろいろなところに影響がありますので、これは確認させていただきたいと思imas。

果たしてスマートフォンで顔を見ると、本人確認が確実にできるのかというの

は、その効果はゼロではないと思います。例えば先ほどの干支の話というのは、確かに本人確認かもしれないので、ゼロとは言えませんが、余り大きな意味は、少なくとも本人の確認では起こり得ないのではないかと考えています。

長くなって恐縮ですが、本人の確認というときに、実は２段階あるというのを御理解いただきたいのです。１段目は、例えばこれは今の例でいいかどうかはわからないのですけれども、IDやパスワードですとか、証明書を付与する、発行する手順のときに、確かに本人が申請していることを確認します。その上で、その証明書等にかかわる本人であるかというのは、実際の利用時に確認をする。

今、前半は、マイナンバーカードの場合には、かなり厳格な方法がとられているということで、後半の部分でマイナンバーカードを使った上で、さらに本人と顔を、例えばスマホの画面等で見たときに、少しは上がるかもしれませんが、その上がり方は、マイナンバーカードの証明書による本人確認に比べると、効果は非常に少ないのではないかと考えております。ですから、ここは効果はないとは言えませんが、ここは余り大きくない効果のために、そういう確認が必要になるかという、いわばトレードオフのようなところですね。そういうところの判断になろうか思っております。

以上です。

○大杉座長 ほかにございませんか。

原委員、お願いします。

○原委員 いろいろと教えていただいて、大変ありがとうございました。

大野理事長にできましたら教えていただきたいのですけれども、現場で起きていることを教えていただいて大変参考になりましたのですが、一方で、大変ずる賢い人たちが出てきて、公証役場でのやりとりをすり抜けて不正な起業がなされているケースもたくさんあるのだらうと思いますが、現場での感覚として、何割ぐらいを防げていると思われるでしょうか。

○大野日本公証人連合会理事長 これはわからないとしか言いようがないですね。確かにその後に詐欺の会社であったとかということで警察が公証役場に來ることがあります。そのときに、これまでの手続であれば、必ず公証役場に來た人の運転免許証であるとか、いろいろなものの写しを取っております。それに対する指紋の採取とか、誰が來たのかということで、それから捜査が行われて犯人が捕まるというようなことが行われています。

その割合という、これはなかなかよくわからないということです。

○大杉座長 原委員、お願いします。

○原委員 ありがとうございます。

梅野部会長から、消費者被害の防止の話もあって、これも私も長年その仕事をやっていたことがあるのですけれども、大変強い思い入れを持って、本当に大事なことだと思いますが、一方で、今回の議論との関係で言ったときに、消費者詐欺などのための株式会社の設立を防止するということは簡単だと思っていまして、全ての株式会社の設立を一切禁止すればいいということだと思います。

ただ、それをやったときには２つの問題があって、正常な経済活動を阻害するというのが一つ。２つ目に、それによって本当に不正なことが防止できるかといったら、全然そうではなくて、株式会社をつくらずに不正がなされるというだけだと思いますと。

先ほど、正常な起業をされようとする方にも、迷惑かもしれないけれども、バランスをするのだということをおっしゃったと思いますが、私から見てみると、今、されている公証の手続というのは、株式会社を一切禁止するという発想と基本的には同じことなのだろうと思っています。政策の目的となされている制度が合致をしていないのではないかとということではないかと思っています。これは先ほど川村参事官が事務局からの説明をされたとおりかと思っています。

それで、法務省さんにはぜひお願いをしたいのは、大野理事長がおっしゃったように、今の制度によって不正が防止されているケースがあると推測されるという実感は、おっしゃるとおりなのかもしれませんが、実感ではなくて、法務省さんには、ぜひエビデンスに基づいて、何が合理的な制度なのかということをしかりと検討いただきたいと思います。これは政府の中でも、エビデンスに基づいた政策決定というのは全般にしないといけないということかと思えますので、そういった検討をぜひお願いできればと思います。

○大杉座長 ほかにございますか。

関委員、お願いします。

○関委員 今の原委員の最初の御質問にも関係するのですけれども、法務省さんの資料の３ページ目の不正が疑われた事案ということで幾つかあって、非常に興味深く聴取していたのですが、確かに不正かなという感じもするのですが、ただ、何か言われておどおどして帰ったというようなケースもあるのかなと思ひまして、最終的に、これの結果、本当に不正だったのか、ちょっとよくわか

らないなというのが感想でございます。

それに関連して、一つ質問がございまして、こういうケースがあったときに、公証人間でこういうものがありましたというのを、リアルタイムに近い形で情報共有するような、そういう仕組みなり体制があるのかというのが1点です。

それから、最終的にこういったケースで不正だと判断して、定款そのものの内容は適法だったのだけれども、不正だと判断して設立を認めなかったという事例があったのかどうかという質問をさせていただきたいと思います。

加えまして、もしあったとすれば、不正だと判断する判断基準、そういったものがどうなっているか。それを教えていただきたいと思います。

○大野日本公証人連合会理事長　こういう不審事案があったときには、リアルタイムで即、日公連本部に連絡が入ってまいりまして、全公証人、特にその近くの、東京であれば東京の公証人というところに連絡が行くように取り扱っております。

この不審事案があって、その後、それが阻止されて、しかも、それが犯罪ということが何らかで証明されたものがあるかという御質問ですけれども。

○関委員　単に設立を認めなかったということで、犯罪とは無関係で。

○大野日本公証人連合会理事長　来なくなっただけで、それは設立していないわけですが、絶対これを設立してくれと言って、疑わしいけれども、確実な根拠がなかった場合には、認めざるを得ない、認証をそのままやったという例はあるかもしれません。

○関委員　その判断基準というのは、特にないということでしょうか。

○大野日本公証人連合会理事長　判断基準は、違法、無効なものはだめだということだけです。

○関委員　内容の適法性についてはあるけれども、不正かどうかという点については、判断基準は明確にはないという理解でよろしいでしょうか。

○大野日本公証人連合会理事長　完全に違法であれば、それはやらないということになるでしょうけれども、100%ということになると。

○関委員　定款の内容についてはそうですね、人を見て不正かどうかと

いう判断は、明確な判断基準はないという理解でよろしいですか。

○大野日本公証人連合会理事長 はい。

○関委員 ありがとうございます。

○大杉座長 あと2～3分ぐらいですけれども、先ほど挙手されていた委員の方、どなたでしたか。大久保委員、お願いします。

○大久保委員 大久保です。

3ページの補正例のところで、1株も引き受けない発起人の定めがあるものですとか、補正例のお話ですと、恐らく今、モデル定款で議論されているデジタルチェックで全部かけられるのではないかという印象がございします。定款認証時に不正が疑われた事案で、例えば重複、矛盾、これも多分デジタルチェックが効果を発揮するような項目ではないかと思ひます。

もう一点、起業家サイドの実感で言ひますと、大変申しわけないのですが、公証人様の理解というのが逆にちゃんとされていないと思ひます。良いか悪いかは別として、理解するべきだというのは踏まえた一方で、現実問題として、事業を立ち上げなければいけない起業家は、事業で頭がいっぱいですので、公証人の役割をそもそも正確に理解しているわけでは無く、それによって怖いので、犯罪をやめようとか、犯罪をする起業家がどれくらい多いのかはわかりませんが、公証人さんに対する恐怖による抑止は多分無いだろうというのはあります。恐らく、普通の起業家にとっては、手続をしていただける役所の方という認識だと思うのです。どれくらいの心理的な抑止になっているのかなというのとはございします。

コストの面で、この5万円の手数料ですね。起業するときに、大体株式会社ですと、いろいろな税金とか士業の方への手数料を入れて、ざっくり30万ぐらいですね。自分のときもそれぐらいでしたけれども、その5万円というのとは何となく込みになってしまっているのです、あとは、公証人の制度に対する理解というのとも恐らくそこまでされていないので、これは何かの税金なのかみたいな感じで多分払われていると思うのです。

ですから、その面前での手続の料金ということで5万円というのとは、起業家の皆さんは、明確に理解していないので多分何も言っていないと思うのですが、明確に理解すると、その5万円で、単にこれはコストとして支払っているだけなので、ほかにもうちょっと事業を生かすための投資に使うべきだという意見にはなるだろうという気はいたします。少しでもこういう部分も、手間の部分

と費用の部分でも起業家サイドに優しいものであっていくといいのかなと思っています。

○大杉座長 梅野部会長、お願いします。梅野部会長の後は、差し当たり次のテーマに移りますけれども、戻ってきて議論することも可能ということにさせていただきますたいと思います。

それでは、お願いします。

○梅野日本弁護士連合会商事経済部会長 重複になるかもしれませんが、弁護士会としては、やはり消費者被害というものを非常に懸念しておりますが、ただ、認証制度によって、これを完全に防止することができるなどと考えているわけではございません。最後の段階で、法律の専門家が一回目で見るということは、今までそれなりの機能を果たしていたのではないかと。逆にこの点は立証ができないのですけれども、公証人の認証をなくしてしまった場合、パソコンの上だけで何個も何個も会社ができるしまう。それが悪用されるようなリスクというの、今の段階では考えるべきではないかと。そういう2つの要請を何とかバランスさせていただきたいというように考えております。

デジタルファースト、あるいはオンライン化ということの方向性はもちろんいいのですけれども、それだけで行ってしまっただけで今まで機能してきた公証人制度の意味を全く無にしてしまうようなことは、今の段階でどうなのだろうかと思っています次第でございます。

以上でございます。

○大杉座長 それでは、また後で戻ってくることもあり得るという前提で少し進みまして、モデル定款の議論に移りたいと思います。

事務局より、御説明をお願いいたします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 モデル定款につきましては、資料4と資料5に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、資料4の2ページ目、このモデル定款の活用による、公証人の認証の不要化ということで、抽象的ではなくて具体的な議論をするために、今回イメージとして一案を作成させていただきました。

作成に当たっては、ニーズがそれなりに高そうだと推察される簡素なものを前提としております。

一人会社、取締役会及び監査役を設置していない会社、現物出資がない金銭のみの出資の会社、株式の譲渡制限があるという会社、非公開会社でございます。

す。

こちら、とりあえずつくれないのではないかという御議論がございましたので、まず、こういうものはあるよという一案を示させていただいたものでございまして、これにつきまして、さらに議論を深化させて、中身のあるべき論として手直しをしていくですとか、新たなほかの類型をつくっていくとか、そういうものを排除するものではございません。

資料5をごらんください。今回作成させていただいたもののイメージでございますが、まず最初、定款のところに、商号を入力して、それが第1章の第1条のところで自動転記をされて、ここで書き損じのミスがなくなるようなものを想定しています。

その後、2条で事業目的のところでございまして、これは飛んでいただいて、資料の最後のところの別紙1になりますが、「モデル定款中の『目的』の記載について」というところで、選択肢及び自由記述で構成をするというところで、基本は選択肢で、この日本標準産業分類の整理を活用しながら、プルダウンメニューで限定的に選んでいくというところでございます。ここの小分類などを記載して、できる限りやりたいビジネスが具体的に書けるようなものを選んでいく。随時、これは標準産業分類も変更されてまいりますので、そういうものを意識しながら、社会ニーズの変化に応えるべく、随時更新をしていければいいのだろうと。

さらに、ここで自由記載をしたいという人については、そういう項目を設けてもよいのではないかというようにところを考えているところでございます。

1 ページ目に戻っていただきまして、3条以降、所在地も行政最小単位区画ごとに記載をして、判別をすればよいと思いますし、その後、広告の方法もプルダウンメニューで、株式は数字を入力で、あとは発行、不発行を選択して少し変わってくるとか、その後、7条以降は固定の項目になっていますし、13条のところで、選択肢で招集開催日を何日前などを書くというのをプルダウンメニューで選んでいくとか、決議の方法も選んでいくとか、そういった流れで整理をしていく。

例えば、またさらに4 ページ目の事業年度も月単位で選べて1年間が選べるというような形にしたり、事業年度の末日が決議の配当とか、そういうところに自動連動していくという形ですとか、剰余金の配当も同様に、これは選んでいけるとか、そういったところで、発起人のところの住所、氏名などは入力をして、その後に取り締役とか、そういったものを入れていくとか、そういうことで、転記をすることによって、初歩的な記載ミスのようなものを排除しながら確定をしていくことができるのではないかという案にさせていただいております。

資料4に戻っていただきまして、2ページ目、このモデル定款どおりにつくられたかどうかの確認ということも必要になってまいります。そこにつきましては、一例としましては、公的な情報システムの上で作成をして、そのシステムに基づいて提出をするということで、変更、改変ができないようにする仕組みというのにも同時に考えていかないといけないというところがございます。これは技術的な論点ではないかと考えております。

3ページ目をござんください。こうしたモデル定款について、主な論点につきまして、適法性というところがこれで充足されるかどうかというところ、加えまして、こういったモデル定款をつくって特別な地位を与えることの是非というところが、これまで御指摘をいただいていたかと思えます。

まず最初の適法性が担保されるか。その是非のところについては、定款自治への影響があるのではないかという御指摘。

2つ目に、そもそもこういう特別な地位を与えることがいいのかという御指摘。

さらに、こういう定款に基づいて会社ができてくるということの影響ということはどう捉えるかというところがございます。

4ページ目、適法性が担保されるかというところで、まさにこのイメージされる定款で、適法性が満たされない部分がどこにあるのかというところがございます。自由記載項目としているところがございますが、これは全て登記事項になっておりまして、登記時に適法性が確認をされるという仕組みになっております。いわば公証人と登記官によるダブルチェックが行われているというところがございます。これは情報システムの助けを受けながら、どう簡素化をしていくかというようなところの提案ではないかと考えております。

一方で、モデル定款だからこそ確実になる部分もあるのではないかとというところがございます。どうしても、人というのは間違いを必ず犯す、全く犯さないということが出来るわけではございませんので、そういう人為的なミスですとか、あとは会社法への得手・不得手というところもあろうかと思えますので、そういうばらつきを回避するというようなところ、なかなか人の熟練なり、パーフェクトを求めるのは難しいところがございますので、そういう意味でも、有益な側面があるのではないかとというところが適法性のところがございます。

2つ目の定款自治への影響ということがございますが、このモデル定款というのは、これを強制するものではないというところがございます。これ以外のものが一切選べないというものでもありません。そういう意味では、発起人の選択を何ら限定していないというところがあるというものでございますので、これを自治との関係でどうお考えになるかというところだと思っております。

3つ目、特別な地位を与えることの是非ということがございますが、これは

そもそも、何らかを設定するということは政策判断そのものでございまして、コーポレートガバナンスコードのようなものは、会社法のあり方について影響を与えているようなところもございまして、会社法の中でも社外取締役を設置するのが相当でない理由を説明しろというような規定が設けられているのも承知しているところでございます。こういったものは、何ら特別な地位を与えることが一切できないということとの関係はどう考えるかというようなところでございます。

4つ目、こういう定款に基づく会社設立が容易になることの影響ということで、取締役会を設置していないような会社がふえるのはいかがなものかという御指摘を受けることもございました。それは取締役会を設置する会社のモデル定款をつくればいいということではあるのですが、そうではない会社にあつて、果たしてこれが経済実態に踏まえてどう考えるかというところでございまして、会社のフェーズに応じて、それに応じた機関設計が恐らく選択をされるというようなものが、一つのあるべき姿であろうと推察をいたしますと、設立時のベンチャーですとか、中小企業の実態に鑑みて、こういうような機関設定が不相当と言われるようなものなのかどうか。そういったところも、これはモデル定款を詳細にする際に御議論をいただければよい話なのかもしれませんが、そういった点で影響というものは御議論いただくべきものではないかということで、論点として整理をさせていただきました。

○大杉座長 それでは、50分ぐらい時間がございまして、このモデル定款に関する議論をしまいたいと思います。どなたからでも結構です。

竹下室長、お願いします。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 それでは、法務省から事前に参考資料2で法務省の意見を配付させていただいておりますので、この内容について、簡単に御説明させていただきます。「再生事務局提案のモデル定款に対する意見」というものでございます。

まず、最初の総論のところでございますが、まず、このモデル定款は、電子署名とあわせて、公証人による定款認証を不要とするということの手段として御提案されているので、これは先ほどした議論ではありますけれども、その不正・紛争防止機能というのをなくす効果をもたらすことの代替としては、対応しているものではないという問題がございまして。

第2のところでございますけれども、会社法が、定款自治を広く認めて、きめ細やかに利害関係の調整を図ろうとした趣旨が損なわれるということでございます。今回のこのモデル定款の御提案は、こういう記載例があるということ

ではなくて、これを用いると特定の効果が発生、すなわち、定款認証が不要になるということです。これはあえてモデル定款を用いるように誘導する効果をもたらすものであります。そういう意味で、実質的にそのようなインセンティブを働かせるということで、定款自治を制約するものと評価できるというように考えられます。これは義務ではない、選択だとしても、そういうインセンティブを働かせることによって、制約となるということに変わりはないと考えております。

とりわけ、この提案は簡素な定款であるモデル定款を用いる場合についてのみ優遇しており、その他の場合は実質的に排除するものであります。その区別の合理性が明らかでないということがございます。フェーズに応じてという話でしたが、フェーズに応じて簡素な定款に合わせたような実態のある会社がそれを使うということは、現在でもそういう選択をすればいいということだと思っておりますが、こういう特定の定款のみにインセンティブを与えることで、実態はそうではない会社もこういうものを使うようになるということが考えられるところでございます。

次に、第3にというところでございますが、これも今、言ったものと重複になりますが、極めて簡素な内容の定款をモデル定款とすることを念頭に置いていることから、発起人にそのような機関設計を採用することを誘導することになり、不相当な影響が生じることが懸念され、また、実態のない株式会社の設立が増加するおそれすらあると考えられます。

また、このモデル定款については、最終的にモデル定款であるかどうかということ誰がどのように判断するのかというところもどうなっているのか疑問がございします。

あとは、この自由記述のところが残りますので、ここの点について、この自由記述を認める場合に、ここの部分について、モデル定款であるということによって、直ちにその適法性が担保されるという前提は妥当しないと考えられます。

以上、概要でございします。

○大杉座長 竹林参事官、お願いします。

○竹林法務省民事局参事官 竹下からの御説明を少し補足させていただきます。私どもとして前回も御説明させていただいたところではございますが、事務局からはあくまで一案として提案されたということではございますけれども、なぜこのバリエーションが選ばれているのかということについて、私どもとしては、例えば現時点でも幾つか疑問を持つところがございます。

まず全体といたしまして、そもそも一人会社、あるいは取締役会、監査役を設置していない会社、非公開会社を取り上げたということでございまして、これが設立時のニーズが高いということでございましたけれども、改めてどういう前提でこういうニーズを確認されたのかということについて、後で御教示いただければと思っております。

その上で、例えばということになりますけれども、手数料をとる場合は定款認証が必要になる。また、議決権行使はほかの株主のみに限られるという場合は定款認証が必要になる。あるいは、累積投票を排除する場合は定款認証が必要になる。剰余金の配当について除斥期間を設定する場合は認証が必要になる。こういうことが選択されている理由が必ずしも明らかではないのではないかと思います。

また、基準日ですとか総会の日程の設定の仕方、このようなことにつきましても、どういう考えで、御提案のような設定の仕方をなさっているのか。1名のみを代表取締役とすることに限って定款認証を排除することはなぜなのかということについて、私どもといたしましては、合理的に説明することが難しいと考えております。バリエーションをふやしたとしても、なぜそうなのかということについては、結局ついて回ることになるのではないかと考えております。

その他、例えば、今、いただいている内容ですけれども、株主総会の決議の方法のところでは、定足数を不要としないで、定足数についての選択肢を設けていらっしゃる。ところが、取締役の選解任の方法のところでは、定足数についての選択肢を設けていないというような、規定相互間のバランスのとり方というものも、なぜこういう規定が設けられているのかということについて、必ずしもわからないところがあります。

その他、例えば補欠の任期でございすけれども、取締役が1人のときに補欠を選ばれるときには、今の規定ぶりですと、予選の場合のみを念頭に置かれているようでございすけれども、誤解があるかもしれませんが、なぜそのような形での手当てを考えられているか等々、私どもといたしましては、こういうモデル定款というものについて、定款認証を不要にするという法律効果を付与する上で、なぜこういう選択肢が設けられたのかということについての御説明が必要であると考えております。

以上でございます。

○大杉座長 ほかにございますか。

梅野部会長、お願いします。

○梅野日本弁護士連合会商事経済部会長 私どもの参考資料3の意見書の7ペ

ージ以下で、モデル定款についてコメントさせていただいております。最初に議論のたたき台として御説明したほうがよいかと思いましたが、機会を頂戴して発言させていただきます。

会社法が想定する機関設計であるとか定款の自由度というものは、非常に広いものだと思います。そういう中で、これは法務省その他から御指摘がありましたけれども、多様な機関設計、あるいは多様な事柄、株券を発行するかどうかとか、そういった点も含めて、会社法は基本的に機関設計の採用等については中立的な立場に立っているのだと理解しています。モデル定款が想定している機関設計についてのみ、公証人による定款認証を不要とする特別な法的地位を与えるということの根拠が、いま一つよくわからないというのが1点目です。これは理論的な問題です。

2点目は、私などは会社法務であるとかガバナンスに関する事件をいろいろ取り扱っておりますので、その観点から申し上げます。機械的な選択によって定款をつくっていくという、そういうアプローチ自体を否定するものではないのですけれども、みずからの意図に沿った会社の機関設計のあり方を、機械的な選択によって本当に適切に構築することができるのだろうかという疑問点です。

資料4の4ページの最後に「今般の支援対象である設立時のベンチャー・中小企業等の実態を鑑みて」とございますが、私どもが理解しているところでは、設立時のベンチャー・中小企業等のあり方もさまざまございまして、いろいろ特性があると思います。出資者がどれだけいるのか、事業内容が何なのか、規模がどの程度なのか、将来の方向性が何なのか。そういうことに配慮しながら、会社のあり方、ガバナンス体制というものを本来決めていくべきものなのだろうと理解しています。

例えば取締役会設置会社であるか、あるいは非取締役会設置会社であるかによって、全然会社の運営の仕方が異なってきますし、取締役会の非設置会社の場合でも、取締役の数をどうするかとか、代表取締役をどうするかとか、いろいろ熟慮した上で、その会社にふさわしい体制をつくっていく必要があるのだと思います。そういった意味で、定款というのは、最初にさっとつくればいいというものではなくて、会社のあり方を決めていく根本規範だと思います。

いろいろ議論を見ておきますと、それならば、必要に応じて後で変えればいいではないかという議論があるのも承知していますが、そうなってしまいますと、モデル定款というものが単に定款認証を避けるためのツールになってしまう位置づけになってしまって、それが会社の根本規則のあり方としてどうなのかという、そういう疑問でございます。

どういう会社であるにしろ、スタートアップ時点から、当該会社にふさわし

いガバナンスの体制をそなえることは大事だろうと思っておりまして、必要に応じて、公証人なり士業の専門家に相談されつつ決めていくということは、会社を立ち上げた上で運営をしていく上でもそれなりの意味があることではないのかなと思う次第です。

逆に、モデル定款が先走りをしてしまうと、実態と定款が乖離してしまいながら、そのことに気がつかないといったことにならないか。例えば、譲渡制限、あるいは株券発行会社を選択したにもかかわらず、譲渡承認決議や株券の交付なしに株式を譲渡してしまったという、それは会社に対して効力が生じなかったり、無効になってしまいますので、後で紛争の種になりかねない。そういったリスクもあるので、どんな会社であっても最初の段階で、定款について、熟慮というか、その会社の要請に沿った形で考えてスタートするのが、会社のあり方、その会社の成長のためにも望ましいのではないかというように思う次第です。

以上です。

○大杉座長 では、後藤准教授、お願いします。

○後藤東京大学大学院法学政治学研究科准教授 先ほどの発言で、公証人による定款認証の意味として、申請者の本人確認等をするということと定款の内容のチェックとの2つがあると申し上げましたが、ここでは定款の中身をチェックするという方が問題となるわけですが、今、法務省さんと日弁連さんのお話をお伺いしていて、会社法を研究している者としては、言葉遣いに違和感を覚えるところが幾つかございました。

まず一つは、定款自治というものを、何かあがめなければいけないものではないと感じておりまして、定款自治の意味というのは、会社法が今まで厳格なルールを定めていたところ、それでは企業のニーズに対応できないものがあつたときに、やりたいところは自由に変えてよろしいというのが定款自治の基本的な発想であり、全ての会社が違う定款を持たなければいけないというようなことは決して意味していないわけです。定款自治というのは、あくまで任意に変えたい人がやるというものであって、定款自治を強制するというのは、概念矛盾のような気がするというところでございます。

そういう観点から、モデル定款をつくるというのは、どれだけのものをつくるか中身次第であるというのは、先ほど、竹林参事官がおっしゃったとおりで、その中身が説明のつくものである必要があるというのは、そのとおりかと思うのですが、それでも、バリエーションをふやしていくという御指摘もありましたが、そこまではする必要はそもそもないだろうということは感じております。例えば

大企業が、例えば子会社をつくるというような場合を想定しているのではなく、その場合には、弁護士を雇って、ちゃんとドラフトさせればいいわけですし、法務部のリソースもあるわけです。

それに対して、個人が何か新しく事業を始めようというときに、それをできるだけやりやすくするという観点からすると、個人が1人、もしくはその友人や家族などと数名で新しいビジネスを始めるときに、弱者という言葉には少しためらいもありますけれども、大企業に比べれば社会的弱者である人たちが、できるだけ司法書士さんなどにたくさんのお金を払う必要もなく、それなりの質のいい定款をつくって、会社形態で、有限責任で事業ができるようにするというところに今回の議論の目的はあるのだと思います。優遇という表現もありましたけれども、これは企業形態のどれかを優遇しているという話ではなくて、会社をつくろうとしている人たちの中で、そういう資力の乏しい、リーガルサービスに手の届きにくい人たちに一定の支援を差し伸べる。優遇と言えば優遇なわけですが、問題視するようなことなんだろうかと感じた次第です。

そのような観点からしますと、大企業が委員会設置会社をつくる場合のモデル定款をつくる必要は全くないわけですし、個人がやるような場合、ただ、合同会社ではなくて、将来はうまくいけば上場したいということも考えると、最初から株式会社にしておきたいという話があるとすると、1人もしくは数人で株式会社を設立する、ただ、まだ取締役会を置くほどしっかりした組織がいるわけではなくて、出資をした人がみんなかわるのですという場合のモデル定款をつくるというのは十分考えられる話です。事務局の御提案は一人会社に限っておられましたけれども、場合によって、友達と2人でやるとかということもよくあるわけですし、今、アメリカのシリコンバレーで大きくなっている会社というのも、1人でやっているところというよりは2人でやったところが多かったりするとしますと、そういう意味では、株主が複数名いるぐらいのところまでは考えておいてもいいのではないかという気がいたします。

株主が複数になってきますと、将来的にもめる可能性が、最初はいいと思っても、人間、後で仲が悪くなることはあるものですので、あるわけですが、そのときにどういうルールがいいのかということは、これは一つ考える必要があります。先ほど竹林参事官から、このモデル定款ではこの点をどうするのかという御指摘もありました。発想は2つあるような気がしまして、会社法のデフォルトルールどおりにいくのだ、会社法はそれがいいと思っているのだからというのが一つで、そういう意味では、ある意味、アレンジをしないということが一つあるでしょう。逆に、他方で、例えば議決権行使の代理人は株主に限るというのは多くの会社で採用されていて、会社法のデフォルトルールとは違いますが、マジョリティーが選択しているものを採用する。それは恐らく閉鎖

的な会社にとっては、外部の人がいきなり乗り込んで何か騒ぎ出すというのは、それは閉鎖的な会社にとってこそ避けたいとすると、株主に限るというのは、それはそれでまたあり得るところなのかと思います。ただ、これは結局中身を一個一個見ていく必要があるというお話ですので、ここでのお話にはなじまないのかもしれませんが。

もっとも、仮にこういうものをつくったとした場合に、およそ何のチェックも必要なくなるかということ、それはそうではなくて、先ほど、登記所の前に一定の前さばきをすることには合理性があるだろうとも申し上げました。それはなぜかといいますと、登記所は税金で運営されている組織で、そんなに人員もいるわけではありませので、そこに全てのものがいきなり来るのだと、そこがオーバーフローでパンクしてしまう可能性もあるわけですので、その前のところでチェックをするということはあるかかと思ひます。それを公証人がされるのは一つのあり方ですし、その公証人の作業をIT化によってチェック項目を減らしていく。モデル定款の話でも書式があるというよりは恐らく埋めていくとそれが自動的に反映されていったりするシステムをつくられるのだとすれば、そこでかなりのところが節約されるのかと思ひます。

ただ、最終的に、法務省さんの話の最後にもあったかと思ひますけれども、モデル定款でやったかということ誰かがチェックすること。自由記述欄があるとすると、システムだけでいいのか、確かにこれでやっていますねということを確認する作業は必要になってくるのかもしひません。それをもって定款認証と呼ぶのであれば、それはシンプルになった定款認証というものは、別にそれはそれで悪い話ではないような気がしております。これはシステムがどれだけいいものができるか次第でもあるのかと思ひます。

ただ、そういうことをしますと、フルで公証人がチェックをするという場合に比べますと、チェックする作業は簡単になっていることは否めません。そうしますと、時間や料金といった点で、当然合理化はなされるということも考えてしかるべきなのかと思ひております。

差し当たり、以上でございます。

○大杉座長 いろいろな意見が出ておりますけれども、ほかにいかがでしょうか。

大久保委員、お願いします。

○大久保委員 ありがとうございます。

まず、このモデル定款については、前に少しお話をしましたけれども、自分自身もそうなのですから、普通はひな形があつて、20項目ぐらい土業の先

生と打ち合わせながらやっていきます。恐らく公証人の方、それから起業家の方も、飛躍的に手間が省けて非常に合理的なのではないかと。

結構話で多いのは、「てにをは」とか、表現の細かいところで、余り起業家が時間を使いたくないところに時間を使われてしまう。逆に、見るところは限られますので、例えば文章の構成がどうだとか、その余り本質的でないという言い方はあれですけども、先ほどの本当に機関設計はこれでいいのかみたいなところ、見るところが多いと、本来見るべきところに、ちゃんと時間を使えないのではないかと思います。

あと、説明とか選択するポイントで、電子的なものでも、例えば私が会社をつくったときのひな形もそうなのですが、取締役会の設置や監査役の設置の選択はこういう意味があるのですよというのは結構丁寧に解説してあるのです。例えば士業の方なり、電子的にフォームなどでも割とそこに懇切丁寧に説明を入れるなどということもできるのではなかろうかと思っております。

自分自身の経験でもありますし、議事録も出ていますので、周りにもこういうようなアイデアはどう思いますかと周りの起業家などに聞いても、とにかくすばらしいという反応です。なぜこれが今までなかったのかというぐらい大歓迎という反応です。起業家からしますと、とてもすばらしいアイデアだと思います。

2点目、このモデル定款の、事務局の資料の2ページ、モデル定款イメージについてですが、一人会社、それから、取締役会、監査役を設置していない会社、現物出資なしとか、このあたりですね。これはニーズを満たしているかどうかで言いますと、1サンプルにすぎませんが、自分自身はこれで大丈夫でした。

創業手帳は当初、3年半前にできたのですが、資本金は980万、それから、社員は5人です。役員が4人でスタートしました。大企業から比べると微々たるものなのですが、起業の中で言うと、1, 2名が多いですから、割とそれなりの規模で始まった方ではあるのです。我々創業手帳で相談を受ける人などは、1人とか、本当に2人でやるケースが多かったりします。

ただ、弊社のように起業の中では、最初から複数名で、どちらかというと、起業にしては大きい方の規模でも一応カバーできるということです。それから、自分自身も、例えば上場前の会社さんとかスタートアップの会社さんの、本当の創業初期のころなども非常に見てきておりますけれども、大体この規模でおさまるだろうと。

我々も取締役はいましたけれども、取締役会設置にはしていませんでした。外部の投資が入ったり、規模が大きくなってくると監査役を置いて取締役会を設置するとか、その状況に応じた設計にするのが自然な流れで、初期のころに不

相応に重い設計にすると、コストばかりかかって、創業の成功率が落ちてしまう懸念もあります。

ですから、体力に合わせたらいいいのかなと。そういう意味で言うと、このモデル定款の４つぐらいの項目は、割とほとんどの初期のころの起業、後々出資が入ってスケールするような会社も含めて、恐らくほぼカバーできるのではなからうと思っております。

以上でございます。

○大杉座長 朽原委員、お願いします。

○朽原委員 今日は参考資料４として、こちらからお願いをして、公証人法の法律を配っていただいております。それと、資料２の法務省が作られた資料を突き合わせて考えてみますと、公証人法の第１条で「関係人の嘱託により」、１項の３号で「会社法により定款に認証を与えること」となっておりまして、第８条を見ますと、条件つきではありますが「公証人なき場合またはその職務を行うことあたわざる場合は法務事務官をして管轄区域内において公証人の職務を行わしむることを得」ということで、法務局の事務官、登記官は、公証人と同じ権能、能力を持っていることが読み取れます。

この法律を素直に見ますと、資料２の左側に書いていただいております「公証人による役場での審査」のところの「真正の確保」、「内容の適法性審査」というのは理解ができるのですけれども、「不正・紛争予防」というのは、どこで読み取るのかなということでございます。

右側に行きますと、「公証人による審査廃止」と打ち出され、その下に「電子署名とモデル定款により定款認証を撤廃」と書いてありますが、法人設立手続、いわゆる行政手続の簡素化、オンライン・ワンストップ化というのがこの会議で検討すべきミッションでございます。先ほど後藤准教授も手続簡素化のことを仰っておいりましたけれども、法務局でできるのであれば、公証人役場と法務局の両方で、ダブルチェックの形で定款認証をしていただかなくても、法務局の事務官が一元的に、ワンストップでできるのではないかというのが、この検討会のテーマの一つだと理解しております。

この場合、法務局に書類が出てきますので、後藤准教授からは起業家のためになるとの御指摘をいただきましたけれども、モデル定款で簡素化されているものであれば、法務局の事務官による審査のほうも簡単になり、両者にとってメリットがあると思っております。

何故このような提案をするのかということ、同じく３ページに、定款認証制度の現状ということで、くしくも法務省が分析をされておられますけれども、「補

正なし」が58%、「形式的補正」が16%ということですから、逆に言いますと、74%は形式要件が整っているということであると理解できます。26%の中も、先ほど大久保委員が言われたように、半ば形式要件で済むということでありますから、結局は形式的なチェックが大半であると考えられます。これを矢面に出して不正が疑われたと言われてはいますけれども、不正でなかった人たちの起業意欲をそぐようなことがあると、本末転倒ではないか、政府の政策にも反するのではないか、というのが意見であります。

それから、梅野部会長に御質問なのですが、先ほど来、多様性があるので一律的にはできないという趣旨の御説明をいただいたのですが、それはそれで理解はしますが、仮にその企業に多様性を求めるということであれば、それをチェックされる、あるいはアドバイスをされる側の公証人の中に、会社経営をされた経験がある人が何人おられるのでしょうか。会社経営をしたことがなければ、そもそも会社の経営のことはわからないはずで、「会社には多様性があるので、それを公証人がチェックします」という理屈は成り立たないと思います。

それから、会社は会社法で作りますので、多種多様な会社の形態があるにしても、全国で一定の水準が必要だと思います。そうしますと、一定水準を担保するための公証人が使う指導マニュアルですとかチェックマニュアルですとか、そういったものが存在しないと水準が保てないと思います。公証人の会社経営の御経験、あるいは、公証人が多種多様な会社を指導、チェックするために使われているマニュアルというものはあるのでしょうか。それが梅野部会長への御質問でございます。

○大杉座長 梅野部会長、お願いします。

○梅野日本弁護士連合会商事経済部会長 私は公証人ではないので、公証人の方がどういうマニュアルを持たれているかということは遺憾ながら存じ上げません。ただし、公証人の方は一般に法律の高度の専門家の方です。そういった方々が会社法の理解に基づいてアドバイスをすることで、多様性を追求しようとするといろいろな論点が出てきます。先ほど法務省からも御指摘があったとおり、このモデル定款でも詰めていくといろいろと論点が出てくるわけですが、そういうことをチェックすることは、現在行われております。

もちろん、公証人の方はもともと裁判官や検察官をされている方も多いので、会社経営をされているという方はいないというか、大多数はそうではないと思いますが、会社法という法律の観点からアドバイスは頂戴できていると思います。これは私個人の話ですが、大きな事務所なのですが、公証役場に行

って、定款の内容について御指導を受けることもございます。そういった意味で、公証人による第一義的な適法性のチェックというのは、それなりに機能しているのかなという印象を持っております。

○大杉座長 もしよろしければ、大野理事長から補足をいただけますか。

○大野日本公証人連合会理事長 どうもありがとうございます。

公証人で会社経営の経験がある者は、恐らくいないだろうと思います。ただ、今、梅野部会長がおっしゃっていましたように、会社法というものについては、たびたび改正などもございまして、法務省の民事局の参事官の方に研修で講演していただいたりして、年間を通して何回も公証人の中で研修をしながら、会社法の問題を勉強しております。

さらに、具体的な実務で問題になった事例が日々起きてきます。これは公証人会の中に法規委員会というものがございまして、そこで法律問題について常に議論しています。そういったものをフィードバックするような形で研修を積んでやっているのが実態でございます。

○大杉座長 松井課長、お願いします。

○松井法務省民事局商事課長 先ほど、朽原委員から、公証人法8条において、法務事務官が公証人の職務を行い得る場合があるという御発言があり、法務事務官によるワンストップサービスというお話がありましたので、その点について、若干御説明をしたいと思います。

おそらく御発言は、条文をご覧になってのものと思いますが、むしろ現実をもっと見ていただきたいと思っております。法務局とその支局というのは、全国で大体310カ所程度ございますが、そのうち法務事務官が公証人の職務を行っているのは、現実には10カ所程度となっております。その10カ所というのは専ら離島などです。佐渡島ですとか、そのような離島を中心として、公証人の方の応募がないために、公証人がいないことが前提になっております。

その中で、公証サービスを一切提供しないのでは困るために、それに代わるものとして法務事務官が行っているものでございますが、そういう離島などと、登記事件自体も少なく、対応がぎりぎり可能であるということで、代替サービスを行っているところでございます。

本来的には、公証人法第13条をご覧いただきたいのですが、「裁判官（簡易裁判所判事を除く）、検察官（副検事を除く）又は弁護士たるの資格を有する者は試験及び実地修習を経ずして公証人に任ぜらるることを得」となっている

ように、このような知識・経験が必要なものでございます。法務局に勤務する法務事務官は、13条に列記されている方々ほどの知識・経験にまでは至っていないものではございますが、公証サービスが一切提供されないということではよろしくないということで、やむなく提供させていただいているということですので、この8条を前提とした上で、法務事務官でワンストップサービスをしたらいではないかというのは、実情には合っていないのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○大杉座長 根本委員、お願いします。

○根本委員 いろいろと御説明ありがとうございました。

最初に確認しておきたいのは、この場で進めようとしているのは、世界ナンバーワンの起業環境をつくることであつたと思います。そのために、これまでの議論で確認されていることは、法人設立に関する様々な手続によって、本来制度を善意に利用しようとする人たちにもコスト負担を強いている。これは時間とお金と両面だと思っております。

こうしたなか、法務省から資料2に基づいて、提案内容を本年中に実施するという非常に力強い説明をいただきまして、できるものはどんどんやっていただきたいと思うわけでございます。そのうえで、再生事務局が提案するモデル定款につきましても、法務省の提案内容に加えて検討することも可能ではないかと、本日の御説明を聞いていて思いました。

すなわち、資料2の3ページの上段にあるような補正例は、モデル定款の議論で想定されているプルダウンメニューで定款が作成できれば、恐らく発生しないだろうと判断できるものですし、同じページの下段にある「定款認証時に不正が疑われた事案」の多くは、個人認証の過程で起こっているものではないかと感じました。先ほど個人番号カードのお話が出ましたが、そのような個人認証の機能を十分に使うことにより、かなりの部分がカバーされ得ると考えております。

モデル定款のような、いわゆるファストトラック型の政策は、起業環境の改善という大きな政策目的に合致するので、取り入れていくべき方向性ではないかと思っております。

不正な起業を防止する目的として定款認証が存在するとの御説明もございましたけれども、この場の議論では、定款認証で全ての不正を防止できないということについて、ほぼ全員の見解が一致しているところではないかと思っております。別の審議会のお話をこの場でするのが適切かどうか分かりませんが

も、政府の中では、具体的な住所を持たないバーチャル空間における起業に関する検討まで行われております。議論を混乱させるつもりはありませんが、そのような先進的な検討がなされておりますので、現実空間において、今の技術を使ってできることは最大限取り入れていくという方向に向かっていただきたいと考えております。

○大杉座長 皆様、ありがとうございます。

宮内委員、お願いします。

○宮内委員 モデル定款のイメージについてということで、資料４の２ページに、例として一人会社云々というのは書いてあると思います。これは今後検討が必要であるというのは全くおっしゃるとおりだと思っております、検討に当たってどうすればいいのかなというのは、正直言って、どういう機関設計のものまでをモデル定款に取り込めばいいかということは、非常に大きな問題になると思っております。

実際、最近何年間かで新しく設立された会社の機関設計はどうなっているのか。例えば取締役会設置会社がどのくらいあるのか。とりわけそういうもので代理人もついていないようなケースでどういうものがつくられているのか、こういうデータはとれるのかどうか、ちょっと検討していただきたいのですけれども、これはいかがでしょうか。

○大杉座長 データがとれるとすると、法務省といいますか、商業登記のほうということになるのかと思うのですが、今、お答えできる範囲でどのような感触か。

○竹下法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長 もう一度質問をよろしいですか。

○宮内委員 取締役会非設置会社の比率ですとか、取締役会は設置しているけれども、監査役会は設置していない会社の比率ですとか、いわゆる機関設計というのですか。これの分類というので、統計というものはとれるかどうかということで御質問でございます。

○松井法務省民事局商事課長 今、当省にある統計では、把握できません。一件一件全部見ていくようなことなので、非常に難しいかと思えます。むしろ、経産省において、例えばアンケートを実施するとか、データを持っていられし

やるとか、経済実態を踏まえた分析がされていたらよいのですが、よくわかりません。

○宮内委員 法務省さんが御心配されている、ある形にみんなを誘導するのではないかというのは、確かにそういう懸念は少しあるかなと思っているので、割と多くの登記を簡単な部分ですけれども、追えるところまでやればよいのではないかと単純に思っているわけでございます。ですから、実際に多い類型を排除するような形になっては困るので、どういう条件、どういう構成がいいかというのを何らかのデータに基づいて検討できるとれいいなと考えております。以上です。

○大杉座長 ちょっと教えていただきたいのですけれども、株主の数、より厳密に言うと、発起人の数については、たしか統計が時々公表されていて、合同会社のほうは圧倒的に社員が1人だけでというのが多いけれども、株式会社の場合も、大体発起人が1人から4～5人ぐらいでほとんどの設立例をカバーしているというのを「資料版商事法務」あたりで見た記憶がうっすらあるのですけれども、そのあたりについては、何か法務省のほうでどういうデータであれば手に入り得るかというのは。

○松井法務省民事局商事課長 少なくとも、法務省ではそのようなデータは持っていないと思います。

○大杉座長 ありがとうございます。口を挟んでしまいました。
後藤さん、お願いします。

○後藤東京大学大学院法学政治学研究科准教授 2回目で申しわけございません。

先ほど申し上げそびれた話でして、モデル定款としてどういうものをつくるか。今、宮内委員からできるだけメーンのところをカバーできるようにというお話がありましたが、やはりバリエーションをふやしていくと、どうしても何をモデルとするかというのが難しくなってくる。例えば10人発起人がいるとなってくると、なかなか複雑だったり、取締役会設置会社クラスになると、組織形態はどうしますか、監査役にするのか、委員会型にするのか、いろいろな志向が出てくるので、難しくなってくるところはあるかと思います。

今回の話というのは、とりあえず有限責任形態で、ただ、株式会社という名前において事業を始めやすくしてあげることが目的なのだとすると、先

ほどの繰り返しになってしまいますけれども、一人会社プラスアルファぐらいの、別に株主数に上限を設ける必要はないのですけれども、取締役会非設置でいくというところまでをカバーしておれば、恐らく十分で、ただ、一人会社でないと使えませんということをするのは狭過ぎると思いますけれども、そうしておればいいのかなと思います。

それで、誘導してしまうのではないかというお話なのですが、それに合っているものがそこに来ることは問題はなく、最初、例えば取締役会設置会社をつくりたいのだけれども、5万円を払いたくないのでこれに来る。ただ、取締役会設置会社をつくりたいのだとすると、その後は定款を変更して、取締役会設置会社で、そのときには公証人を挟まないわけですが、そのことにも一定のコストはかかるわけですし、それをどれだけやるのだろうか。

最初の早くやるというところで、機関設計の変更のところに時間は余りかけたくないのだという先ほどの大久保委員からの、そういうところに起業家は時間を割きたいわけではないというお話がありましたけれども、そうすると、そこはその後で変更が必要になったらすればいいのだという見方もあるわけですし、そこは当事者の選択に委ねるということもできるのかなと思います。

先ほど社会的弱者という言葉を使いましたが、その支援は必要かと思いますが、必要以上に国が何かモデルを提供するというのも、それはまたそれで変な話ですので、その入り口のところだけでいいのではないかという気がしているところでございます。

ただ、当然何をもって大多数がカバーできるのかというのは、データがあるにこしたことはないのですが、今から法務省さんに一件一件全部調べてくださいというのは難しいとは思うのです。ただ、調べる範囲というのは、例えば新設会社がどういう形態をとっているかというところで済むはずですので、既存のものをお調べになる必要はなく、例えば1月を過ぎてしまいましたけれども、2018年に設立される会社というのはどういうものが多いのかということは、ことし1年見れば良いので、調べることができなくもない気がするのです。現実性はわかりませんが、その範囲でも、データはとろうと思えばとれるのではないかという気はするところでございます。

○大杉座長 では、竹林参事官、お願いします。

○竹林法務省民事局参事官 今まで幾つか御指摘があったところとかかわるのですけれども、一定の類型に絞るとするならば、その類型をふやしていくということになってしまうのだと思います。そのことについて、どのような立法事実に基づいて後押しするのかということについては、御説明いただきたい

と思います。

後から定款変更すればいいのではないかという御指摘等もありますけれども、そうだとするならば、何で最初からそういうものが認められていないかというようなことは、また説明が必要になると思います。

事務局からの御説明等を伺っておりますが、こういったモデル定款等を進めていくと、一方では、ペーパーカンパニーが増えるのは明らかだと思ひまして、梅野部会長からも御指摘等がありましたけれども、結局そういったものは消費者被害ですとか、租税回避などにもつながっていくと思います。真面目に会社をやろうとされている方のコストの問題だという御指摘もありましたけれども、今の事務局の御提案だと、では、事後的にどう規制をして、そういった不正を防止していこうと、不正なり会社が濫用されるのを防止されようと、あわせて考えていらっしゃるのかは、私どもとしてはわからない部分がございます。

○松井法務省民事局商事課長 先ほどのデータの収集についてでございますが、この検討会で申し上げたとおり、我々商業登記所としては、この3月から、設立登記の優先処理、ファストトラック化という施策を始めようとしておりまして、かなり現場には負担を掛けているところです。データ収集の作業量がちょっとわからず、いつまでにデータを集めるのかということもありますので、申し上げにくいですが、現場にはそれなりの負担を掛けておりますということです。我々としてできる限りの御協力はしたいとは思いますが、作業量によるということだろうと思います。

○大杉座長 事務局から御返答はされますか。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 幾つか、竹林参事官ほかから御指摘をいただいた点についてでございます。

まず、そもそもどのようなモデル定款の、これを選んだ妥当な理由かどうかというところでございますけれども、まず、先ほど大久保委員からお話がありましたように、少しヒアリングベースでこういった企業形態があるのかというところのニーズを踏まえて、まずこれがあるといいかという形で一案を示させていただいたというものでございます。

では、これを置くのが妥当かどうかという議論は、この検討会で詳細にやるべきものでは必ずしもないと考えておりまして、後藤准教授から御指摘をいただいたものと同様に考えておりまして、その政策目的、ベンチャー支援なり創業支援という目的で詳細に御議論を得て、あるべき姿としてどういう形態がい

いのかというのを、いわばコーポレートガバナンスコードをつくったように御検討を深めていただいて、法律改正なり施行までには時間がありますので、そこに向けて詳細に議論していくというのが、通常法律、政策のあり方としてあるものだということでございますので、一つ一つの妥当性をこの場で議論するというのは必ずしも適切ではなくて、むしろこれが法律に合致して、違法かどうかということについては、今、特に違法なものができるという御指摘はいただかなかったと私は承知しております。

その中で、朽原委員から、法務局でできるか、事務官でできるかどうかという御提案について、現場を見てほしいという松井課長からの御指摘もあったかと承知しております。一方で、公証人法の13条の2には、法曹実務家以外の方についても道を開いているという制度が行われておりまして、いずれにせよ、法律として認められている。法務事務官がやることと、この13条の2で認められているという眼前たる事実があるということはあるかと思っております。

そういったところで、とりあえずは御回答とさせていただければと思います。

○大杉座長 竹林参事官、お願いします。

○竹林法務省民事局参事官 今、御説明をいただいたところによりますと、結局モデル定款の中身というのは詰め切れないまま、定款認証を廃止しようというようなお話と受けとめますけれども、所管省といたしましては、そのような議論の進め方では、立法事実を認め難く、受け入れかねます。

○大杉座長 川村参事官、お願いします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 もう一点、補足の説明でございまして、法務省の資料2で、法律実務家の間でも共有されているという御指摘がありましたが、もう一点御指摘をおかなければならないのは、我が国の法曹界のITに対する認識といいますか、捉え方が諸外国に比べて乖離している現実があるのも、国際比較で事実でございます。

私、別の仕事といたしまして、裁判手続のIT化というものを進めておりますが、そちらのほうで諸外国のIT化は相当進んでいるという眼前たる事実がございまして、日本の中では、その認識が、実務として捉えられていない実態があるということも御理解いただいた上で、こういった中身を皆様には御理解をいただければと思っております。

○大杉座長 では、大久保委員、村上委員の順番でお願いします。

○大久保委員 まず私から１点目で、調査に関しては全チェックではなくてサンプルで良いのではないのでしょうか。統計的に正しい数というのはあり、ランダムなサンプルの下限数が数百なのか数千なのかはあると思うのですが、必ずしも全チェックする必要はないのではないかと思います。

窓口の方ではなくて、事務の方でもできるのではなかろうかと思いますので、定款をランダムに抽出して調査するやり方もあるのではないかという印象がありました。

２点目です。この検討会の今回の件だけではなくて、もうちょっと広目に見ると、日本では起業までに12ステップあり、6回登記簿謄本を出すというので、諸外国に比べると非常に負担が重い。自分自身も起業直後になりますと、まずやる人を集めて資金調達をして、営業をして、徹夜で創業手帳を書いてつくったりとか、とにかくいろいろやることがあるのです。その中で、こういう手続は非常に重い。

見て思うのが、例えば各都道府県の窓口の方ですとか、いろいろな各省庁がありますね。それぞれ自分たちが、こういう手続だと、1対1という立場で要求されるのですけれども、起業家サイドからすると、その関係がたくさんあって、1対多なのです。だから、役所で来させる立場からすると、1回限りで、さして負担ではないのではなか、と不思議に思うと思うのですが、起業家の方は忙しい中で、12回もやらされるので、非常に負担になっております。

ですから、少しでも各ステップを減らしていただく。もしくはステップを非常に効率化していただく。12ステップをまとめてやらないといけないのは、立ち上げで、お金も、組織も無い、非常に忙しい起業家です。モデル定款以外にもいろいろなやり方もあると思いますけれども、負担が減るような方向をぜひ検討していただきたいと思います。

その中で言うと、このモデル定款は非常にすばらしい案だと思いますので、ぜひ検討いただきたいということがございます。

もう一点が、これは今さら申し上げることではないかもしれませんが、税金にしても、世の中のお金の大元はビジネスが作っています。

そのビジネスは誰が作っているのでしょうか。例えば大企業でも最初は起業家が作ったのです。いきなり大企業だった会社はほぼありませんので、最初は起業家が非常に苦労してつくったと思うのです。会社というものは寿命がありますので、新しい会社、伸びている会社が雇用をたくさん作っています。

そういう意味でいうと、なるべく起業を促進しないと、多分、日本の将来というのは非常に難しいのかなという感じはいたします。

４点目、会社がうまくいくかどうかの判断は非常に難しく、これは法律の

先生だから見抜けないとか、そういう話ではなくて、例えば投資家にしても、めったに当てられないのです。起業経験のある新事業にたけたベンチャー経営者ですら、百発百中で事業を成功させられるなんていうことはありません。それぐらい事業や立ち上げというのは本来、難しいものなのです。常識ではないところからイノベーションや社会の進歩は生まれますので、そこは事業の可能性をビジネス経験があっても無理なものを役所の窓口が違法でないのに可能性を断ってしてしまうのは良くないのではないかと思います。

例えば、今、消費者的に問題になっているような案件というのが、登記の段かいでブロックできるようなものなのかなと思います。例えば最近、メディアを賑わしている晴れ着、あるいは仮想通貨の某社ですね。これらの会社も、登記で通っているのです。そこを登記の段階で、ブロックするのはなかなか難しいのではないかと考えております。

私からは以上でございます。

○大杉座長 村上委員、短くお願いします。

○村上委員 法務省さんの資料2について2つ意見があるのですが、御回答は、きょうは時間がないので後日事務局に書面で出していただければと思います。

1点目が、この資料2の2ページで書かれている不正・紛争防止機能について、これは先ほど原委員からも御意見がありましたが、エビデンスがないので、本当に機能しているかどうか分からない。この入り口でのチェックで一体どれだけ防げているのか、あるいはここをすり抜けて、その後適正につくられた会社で不正が行われる会社がどのくらいあるのか、数字がないと判断できない。私の意見としては、資料3の事務局資料の4ページの③と5ページ、つまり、事後の規制も含めた不正防止という取り組みをしないと、この公証人による定款認証のみをもって不正防止効果があるとは言えないと思います。ですから、もしあるというのなら、エビデンス、定量的な数字を出していただきたい。

2点目が、同じく資料2の法務省さんからの提案で、いわゆるテレビ電話による確認をしますと。これについて、一体何を確認するのか。本人確認をするのならばどう行うのか。内容確認をするならばどう行うのか。その辺について全く記載がないので、そこについてももう少し詳細を教えてほしい。もし本人確認をテレビ電話ですと言っているのであれば、公的個人認証、あるいは電子署名的なものに比べてこちらのほうがすぐれているということを言われていると思うので、その点についても証明していただきたい。その2点です。

○大杉座長 梅野部会長、手短にお願いします。

○梅野日本弁護士連合会商事経済部会長　今、御指摘のあった資料３の５ページのところですが、事後規制というのは非常に難しいものであろうと考えております。例えば会社法上、決算書類、貸借対照表等を公示させる制度がありますが、その内容に虚偽があったら全く意味がないものになってしまう。だから、事前規制と事後規制の組み合わせという考えは弁護士会としてもよくわかるのですけれども、事後規制を実効あらしめると、逆に行政の権限が大きくなり過ぎてしまうとか、いろいろな問題が発生しかねないので、このあたりは、本当にいいアイデアがあればと思いますが、そこら辺もぜひ深く御考察いただければと思います。ありがとうございます。

○大杉座長　それでは、時間となってしまいましたので、本日の議論はここまでとさせていただきますが、３月までに具体策と工程について成案を取りまとめるため、事務局及び関係省庁におかれましては、本日の議論を踏まえて検討を進めていただきたいと思います。

また、３人の外部有識者の方にお越しいただき、どうもありがとうございます。

進行を事務局にお返しいたします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官　大杉座長、ありがとうございました。

後日議事要旨を公開させていただきたいと思います。それに先立ちまして、各発言部分について御確認をお願いさせていただきますので、御協力のほどお願いいたします。

恐縮ですが、議事要旨を公表するまでの間、みずからの発言部分以外については、対外的な公表はお控えいただければと思っております。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。